

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規 則	
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
◎高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
◎高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	12
◎高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○にほんうなぎの採捕の禁止についての指示	16

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第73条の6の表中「100分の0.840」を「100分の0.864」に、「100分の0.525」を「100分の0.540」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後において、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に収納計器取扱人が交付を受けた高知県証紙代金収納計器始動票札（同項において「始動票札」という。）について、この規則による改正後の高知県税規則（以下「新規則」という。）第73条の5第3項（新規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により収納計器による自動車税額又は自動車取得税額の誤表示に係る金額から当該金額に係る収納計器取扱手数料に相当する金額を控除した額の払戻しをする場合は、新規則第73条の6（新規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後において、施行日前に収納計器取扱人が交付を受けた始動票札について、新規則第73条の8第2項（新規則第63条において準用する場合を含む。）の規定により始動票札の返還等に伴い当該始動票札の残額から当該残額に係る収納計器取扱手数料に相当する金額を控除した金額を還付する場合は、新規則第73条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定によるプラザの多目的ホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「許可施設」という。）を「許可施設（条例第5条第1項に規定する許可施設をいう。以下同じ）に改め、「別に」を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「許可施設の利用」を「当該利用」に、「受け付ける」を「これを受け付ける」に改め、同項ただし書中「次条」を「次条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第3条第1項中「受けた者」を「受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5項第1項中「別に」を削る。

第6条中「納付しなければ」を「これをしなければ」に改める。

第7条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に、「別記第5

号様式」を「知事に対して、別記第5号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「第11条」を「第11条第1項」に、「受けた」を「得た」に、「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削る。

第8条中「条例」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例」に改める。

第9条第1項中「場合は、次に掲げるとおりとし、当該減額する額」を「ときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額」に改め、同項第1号中「使用する」を「許可施設を利用する」に改め、同項第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用変更許可申請書とともに」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第4条の規定に基づき口頭により申請をするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額（免除）承認申請書を提出するものとする。

第10条第1項中「場合は、次に掲げるとおり」を「ときは、次の各号のいずれかに該当するとき」に改める。

第11条中「プラザを利用する者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に、「施設、設備等」を「許可施設及びプラザの設備等（備品を含む。以下同じ。）」に、「施設に」を「許可施設に」に改める。

第12条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設の」に、「停止された」を「停止させられた」に、「施設、設備等を原状に回復し」を「設備等を所定の位置に戻し」に改める。

第13条中「利用者」を「プラザを利用する者」に改め、同条第4号中「又は」を「損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第14条第1号中「利用者」を「利用者その他のプラザを利用する者」に改め、同条第2号中「前条各号のいずれかに」を「前条の規定に」に改める。

第15条中「利用者」を「プラザを利用する者」に改める。

第16条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第17条中「別表第2」を「別表第2の備考1」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に、「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第18条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立ふくし交流プラザ利用料金承認申請書

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例第11条第1項前段の規定により高知県立ふくし交流プラザの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立ふくし交流プラザ利用料金変更承認申請書

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例第11条第1項後段の規定により高知県立ふくし交流プラザの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

別記第7号様式から別記第10号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。
別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	④	
主たる事務所の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第51号**  
**高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改める。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条中「（以下「使用料」という。）」を削り、「受ける際に」を「受ける際にこれを」に改める。

第7条第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「その還付する」を「当該還付する」に改める。

第9条中「利用者は、」を「利用者は、利用施設の」に改める。

第13条第2項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第14条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第7号様式中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第52号
高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条」を削り、「その他」を「及び運営に関し」に改める。

第2条第1項中「規定による許可施設等（以下「許可施設等」という）」を「許可施設等（同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ）」に改め、「別に」を削る。

第3条第1項中「次条」を「次条第1項及び第2項」に、「及び第8条」を「並びに第8条第1項及び第3項」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「別に」を削る。

第4条第2項中「規定により」を削り、「指定管理者が別に」を「指定管理者に対して、指定管理者が」に改め、「指定管理者に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第7条第1項中「実施する」を「実施するものとする」に改める。

第8条第1項中「別に」を削り、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第9条中「（次条において「利用料金」という。）」及び「（第11条において「使用料」という。）」を削る。

第10条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「別記第7号様式」を「知事に対して、別記第7号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「受けた」を「得た」に、「別記第8号様式」を「知事に対して、別記第8号様式」に改め、「知事に」を削る。

第11条中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改める。

第12条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第13条中「について」を「に関し」に、「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	Ⓜ	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年高知県規則第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定によりセンターの施設（その附属設備を含む。以下「施設」という）を「許可施設（同項に規定する許可施設をいう。以下同じ）」に改め、「施設の」及び「別に」を削り、同条第2項中「施設の」を削り、「別記第1号様式」を「知事に対して、別記第1号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「次条」を「次条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第1号中「利用開始日の1年前」を「利用を開始する日の1年前の日」に改め、同項第2号中「利用開始日の6月前」を「利用を開始する日の6月前の日」に改め、同項第3号中「施設」を「許可施設」に、「利用開始日の3月前」を「利用を開始する日の3月前の日」に改め、同項第4号中「施設」を「許可施設」に、「利用開始日の2月前」を「利用を開始する日の2月前の日」に改める。

第3条第1項中「施設の利用の」を「利用の」に、「施設の利用を」を「許可施設の利用を」に改め、同条第2項中「規定により施設の利用」を「利用の許可を受けた事項」に、「施設の利用」を「利用」に、「指定管理者が別に」を「指定管理者に対して、指定管理者が」に改め、「指定管理者に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第4条中「第2条第2項」を「第2条第2項又は前条第2項（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合に限り。）」に改める。

第5条第1項中「施設の」及び「別に」を削る。

第6条中「受ける際に」を「受ける際にこれを」に改める。

第7条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「別記第4号様式」を「知事に対して、別記第4号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「受けた」を「得た」に、「別記第5号様式」を「知事に対して、別記第5号様式」に改め、「知事に」を削る。

第8条中「条例第13条第2項の規定による」を「消費税法（昭

和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第13条第2項の規則で定める」に改める。

第9条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するときに改め、同項第1号中「使用する」を「許可施設を利用する」に改め、同項第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改め、同条第3項中「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第4項中「使用料減額（免除）承認通知書により」を「使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第10条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するときに改め、同項第1号中「施設」を「許可施設」に改め、同項第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「知事に対して、別記第8号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料還付決定通知書により」を「使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第11条中「施設」を「許可施設」に、「必要により」を「必要があつて」に改める。

第12条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設の」に改め、「施設の」を削る。

第13条第4号中「施設」を「センターの施設」に、「又は損壊しない」を「損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしない」に改める。

第15条中「施設」を「センターの施設」に、「知事」を「指定管理者」に改める。

第16条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第17条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者

印

こうち男女共同参画センター利用料金承認申請書

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条前段の規定によりこうち男女共同参画センターの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

(1) 施設（(2)の附属設備を除く。）

区分	利用料金（円）		備考
	土曜日及び日曜日以外の日（条例第4条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後9時まで	土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで	

(2) 附属設備

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



こうち男女共同参画センター利用料金変更承認申請書

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条後段の規定によりこうち男女共同参画センターの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

(1) 施設（(2)の附属設備を除く。）

区分	利用料金（円）		備考
	土曜日及び日曜日以外の日（条例第4条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後9時まで	土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで	

(2) 附属設備

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

別記第6号様式から別記第9号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。
別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定を受けたいので、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第16条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	Ⓜ	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年高知県規則第93号)の一部を次のように改正する。

第1条中「その他」を「に關し」に改める。

第2条第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「別記第1号様式」を「知事に対して、別記第1号様式」に改め、「知事に」を削る。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条第1項中「規定による」を削り、「指定管理者が別に」を「指定管理者に対して、指定管理者が」に改め、「指定管理者に」を削り、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第6条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「別記第5号様式」を「知事に対して、別記第5号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「受けた」を「得た」に、「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削る。

第7条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「知事に対して、別記第7号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料減額(免除)承認通知書により」を「使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第8条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「知事に対して、別記第9号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料還付決定通知書により」を「使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第9条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあっては」を「団体にあっては当該団体の」に改める。

第10条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第7号様式から別記第10号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例第19条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	Ⓔ	
主たる事務所の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例第19条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例第18条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号**高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「行うことができる」を「これを行うことができる」に改め、同項ただし書中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条第2項中「規定により」を削り、「指定管理者が別に」を「指定管理者に対して、指定管理者が」に改め、「指定管理者に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第6条第1項中「別に」を削り、同条第3項中「個人の」を「個人である」に、「団体の」を「団体である」に改める。

第8条第1項中「別記第11号様式」を「知事に対して、別記第11号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「受けた」を「得た」に、「別記第12号様式」を「知事に対して、別記第12号様式」に改め、「知事に」を削る。

第9条中「条例第16条第2項」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第16条第2項」に改める。

第10条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同項第3号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改め、同条第3項及び第4項中「受けようとする者は」を「受けようとする者は、知事に対して」に改め、「知事に」を削り、同条第5項中「第3項又は前項」を「前2項」に改める。

第11条第1項中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「その還付する」を「当該還付する」に改め、同条第2項中「提示した上で」を「提示した上で、知事に対して」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「別記第20号様式」を「知事に対して、別記第20号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第4項中

「第2項又は前項」を「前2項」に改める。

第12条第2項第3号中「団体にあっては」を「団体にあっては当該団体の」に改める。

第14条中「利用者は、」を「利用者は、利用施設の」に改める。

第18条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第13号様式から別記第23号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第24号様式中「団体にあっては」を「団体にあっては当該団体の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号**高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による体育館のアリーナ又は会議室（その附属設備を含む。以下「利用施設」という）を「利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ）」に改める。

第4条第1項中「受けた者」を「受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項中「規定による」を削る。

第6条第1項中「第12条」を「第12条第1項」に、「別記第5号様式」を「知事に対して、別記第5号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「第12条」を「第12条第1項」に、「受けた」を「得た」に、「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削る。

第7条中「と同額」を「及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第8条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「受けるものが」を「受けるものが利用施設を」に改め、同項第2号中「適当であると」

を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「に伴い」を「に伴い利用施設を」に改め、同項第2号中「（限る。）が」を「（限る。）が利用施設を」に改め、同項第3号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改める。

第9条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第2号中「適当であると」を「適当であると知事が」に改める。

第10条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改め、同条中「体育館を利用する者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に、「施設、設備等」を「利用施設及び体育館の設備等（備品を含む。以下同じ。）」に、「施設に」を「利用施設に」に改める。

第11条中「体育館の利用」を「利用施設の利用」に、「停止された」を「停止させられた」に、「施設、設備等を原状に回復し」を「設備等を所定の位置に戻し」に改める。

第12条中「利用者」を「体育館を利用する者」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 印

高知県立室戸体育館利用料金承認申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第12条第1項前段の規定により高知県立室戸体育館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 印

高知県立室戸体育館利用料金変更承認申請書

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第12条第1項後段の規定により高知県立室戸体育館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

別記第7号様式から別記第10号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第57号

##### 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第1項に規定する」を「第3条第1項の」に、「第5条第1項に規定する」を「第5条第1項の」に改め、「別に」を削る。

第3条第1項中「次条から第6条まで」を「次条第1項、第5条ただし書、第6条ただし書」に、「許可をしない」を「行為又は利用の許可をしない」に改め、同条第2項中「別記第3号様式により」を「別記第3号様式に」に改める。

第4条の見出し中「変更」を「変更の申請」に改め、同条第1項中「第6条及び第9条において」を「以下」に、「許可」を「行為又は利用の許可」に、「変更許可申請書を指定管理者に」を「指定管理者に対して、指定管理者が定める変更許可申請書を」に改め、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第6条中「に規定する許可書」を「の行為許可書又は利用許可書」に改める。

第7条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「受けた」を「得た」に、「別記第7号様式」を「知事に対して、別記第7号様式」に改め、「知事に」を削る。

第8条第1項中「に規定する知事が特に」を「の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する」に、「次のとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「使用する」を「公園を利用する」に改め、同項第2号中「適当と」を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「知事に対して、別記第8号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料減額（免除）承認通知書により」を「使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第9条第1項中「に規定する知事が特に必要があると認めると

きは、次のとおり」を「の規定に基づき使用料を還付することができるときは、次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「使用する」を「公園を利用する」に改め、同項第2号中「適当と」を「適当であると知事が」に改め、同条第2項中「別記第12号様式」を「知事に対して、別記第12号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料還付決定通知により」を「使用料還付決定通知を当該請求をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第11条第1項を次のように改める。

条例第17条の規則で定める申請書は、別記第16号様式によるものとする。

第11条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第12条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第1号様式中「（団体名）」を「（団体名及び代表者名）」に改める。

別記第2号様式中「高校生以下の者」を「児童・生徒」に改める。

別記第3号様式中「高知県池公園」を「高知県立池公園」に改める。

別記第4号様式中「高知県池公園」を「高知県立池公園」に、「高校生以下の者」を「児童・生徒」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

**第6号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立池公園利用料金承認申請書

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例第10条前段の規定により高知県立池公園の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の申請額

| 区分 | 利用料金（円） | 備考 |
|----|---------|----|
|    |         |    |

## 2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日**第7号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立池公園利用料金変更承認申請書

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例第10条後段の規定により高知県立池公園の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の変更申請額

| 区分 | 利用料金（円） |     | 備考 |
|----|---------|-----|----|
|    | 変更前     | 変更後 |    |
|    |         |     |    |

## 2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

別記第8号様式中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第9号様式中「において」を「において読み替えて」に、「高校生以下の者」を「児童・生徒」に改める。

別記第10号様式中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第11号様式中「において」を「において読み替えて」に、「高校生以下の者」を「児童・生徒」に改める。

別記第12号様式から別記第14号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第15号様式中「において」を「において読み替えて」に、「高校生以下の者」を「児童・生徒」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

### 第16号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

#### 指定管理者指定申請書

高知県立池公園の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立池公園の設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                  |           |  |          |   |
|------------------|-----------|--|----------|---|
| 申請者              | フリガナ      |  |          |   |
|                  | 名称        |  |          |   |
| 代表者の職・氏名         | 職名        |  | フリガナ     |   |
|                  |           |  | 氏名       | Ⓔ |
| 主たる事務所の所在地       | （郵便番号 - ） |  |          |   |
|                  | 電話番号      |  | ファクシミリ番号 |   |
| 高知県内の主たる事務所等の所在地 | （郵便番号 - ） |  |          |   |
|                  | 電話番号      |  | ファクシミリ番号 |   |

#### 関係書類

- (1) 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第58号

## 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他」を「に關し」に改める。

第2条第1項中「規定により」及び「別に」を削り、同条第2項中「別記第1号様式」を「知事に対して、別記第1号様式」に改め、「知事に」を削る。

第3条第1項中「次条及び第5条」を「次条第1項及び第5条第1項」に改め、「別に」を削る。

第4条第1項中「規定により」を削り、「指定管理者が別に」を「指定管理者に対して、指定管理者が」に改め、「指定管理者に」を削り、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第6条中「当該施設」を「当該有料施設」に改める。

第7条の見出し中「変更」を「変更の申請」に改め、同条中「第7条」を「第7条ただし書」に、「別記第5号様式」を「知事に対して、別記第5号様式」に改め、「知事に」を削る。

第8条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「受けた」を「得た」に、「別記第7号様式」を「知事に対して、別記第7号様式」に改め、「知事に」を削る。

第9条中「利用料金の上限額と同額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（条例別表第2の興行等及び工作物の場合にあつては当該額に1円未満の端数があるとき、これら以外の場合にあつては当該額に10円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第10条第1項中「に規定する知事が特に」を「の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する」に、「次のとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「使用す

る」を「公園を利用する」に改め、同項第2号中「公益施設」を「公園において公益施設」に改め、同項第3号中「相当と」を「相当であると知事が」に改め、同条第2項中「条例第3条第1項の許可」を「行為の許可」に、「別記第8号様式」を「知事に対して、別記第8号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料減額（免除）承認通知書により」を「使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第11条第1項中「に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次のとおり」を「の規定に基づき使用料を還付することができるときは、次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「理由で」を「理由で公園を」に改め、同項第2号中「相当と」を「相当であると知事が」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「知事に対して、別記第10号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第3項中「使用料還付決定通知により」を「使用料還付決定通知を当該請求をした者に交付し」に改め、「、それぞれ」を削る。

第12条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改め、同項第5号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第13条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第8号様式から別記第11号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立海岸緑地公園の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第18条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                  |           |    |          |   |
|------------------|-----------|----|----------|---|
| 申請者              | フリガナ      |    |          |   |
|                  | 名称        |    |          |   |
|                  | 代表者の職・氏名  | 職名 | フリガナ     |   |
|                  |           |    | 氏名       | ㊞ |
| 主たる事務所の所在地       | (郵便番号 - ) |    |          |   |
|                  | 電話番号      |    | ファクシミリ番号 |   |
| 高知県内の主たる事務所等の所在地 | (郵便番号 - ) |    |          |   |
|                  | 電話番号      |    | ファクシミリ番号 |   |

関係書類

- (1) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

-----

内 水 面 漁 場 管 理  
委 員 会 指 示

-----

高知県内水面漁場管理委員会指示第92号

平成26年2月21日付けの高知県内水面漁場管理委員会による「ニホンウナギの資源管理について（提言）」に基づきにほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおりほんうなぎに関し、採捕の禁止を指示する。

平成26年3月31日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止に係る基準

全長21センチメートルを超えるにほんうなぎ

(2) 採捕の禁止の期間

10月1日から翌年の3月31日まで

(3) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、次に掲げる場合は、適用しない。

- (1) 高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）第35条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

3 指示の有効期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで